

〈論文〉

# 歴史修正主義者のあくなき挑戦：ウルグアイの場合

## El insaciable desafío de los revisionistas históricos : el caso de Uruguay

内 田 みどり

UCHIDA Midori

(和歌山大学教育学部)

2023年11月13日受理

### Resumen

En Uruguay, la impunidad por violaciones de derechos humanos durante el régimen militar ha estado vigente mucho tiempo después de la democratización. Pero tres legislaturas de gobierno del Frente Amplio ha acabado por fin con la impunidad. Sin embargo, el Cabildo Abierto, fundado por el ex comandante militar Guido Manini Ríos, obtuvo el 11% de los votos en las elecciones nacionales de 2019 y formó un gobierno de coalición con el presidente del Partido Nacional, Lacalle Pou. Desde que la CA asumió el voto de calidad en el gobierno de coalición, se ha producido un notable retroceso sobre la memoria histórica del régimen militar y el período que lo precedió.

Este artículo proporciona una visión general de la reacción relacionada principalmente con el enjuiciamiento de los crímenes de violaciones de los derechos humanos durante el régimen civico-militar y la educación histórica que se ha producido desde 2022. Mientras que 2023 es el 50 aniversario del golpe de Estado, la lucha por la memoria relacionada con los aniversario y los monumentos se discutirá en otro artículo.

#### はじめに

ウルグアイの首都モンテビデオの旧市街は、メインストリートから一本入ると、プラタナスの街路樹とアールデコ様式の建物がならぶ静かな町だ。しかし冷戦華やかになりし1960年代には、この街を舞台に都市ゲリラが武装闘争を繰り広げ、軍・警察と対峙していた。一方、ゲリラだけでなく学生組織や労働組合をも標的とする「死の部隊」も暗躍していた。緊迫する情勢のなか、政府はたびたび緊急治安措置を発令しただけでなく、1972年4月15日に議会が内戦宣言をするに至る。文民政治家は次第に軍に押し切られ、1973年6月27日のクーデターによって、南米のスイスを自認し民主主義の伝統を誇ったウルグアイは軍靴に踏みじられた。1980年の国民投票で軍の政治関与の恒久化にNOを突きつけ、1985年に民政移管した後も、人権侵害を行った軍人たちは処罰を免れてきた(彼らを免責する失効法は1989年と2009年の国民投票で、僅差で追認された)。クーデターが起きたのはゲリラの活動と軍のせいだ、という『二つの悪魔』説も唱えられていた。しかし2000年に大統領に就任したコロラド党のホルヘ・バジャが軍政期人権侵害の問題を取り上げたのが転換点となり、2005年以降3期続いた拡大戦線政権のもとで、軍政期に関する歴史家の調査報告が刊行されたり、

人権侵害を行った軍人の訴追が行われるようになったりして、ようやくクーデターはゲリラの活動が終息した後に起きており、軍政期人権侵害は国家テロリズムであった、ということが「歴史的事実」として定着する、かにみえた。だが、元軍総司令官のギド・マニーニ・リオス(Guido Manini Ríos)が創設したカビルド・アビエルト(Cabildo Abierto、開かれた市参事会、以下CAの略称を用いる)が2019年の国政選挙で11%の票を獲得して、国民党のラカジェ・ポウ大統領を戴く連立政権のキャスティング・ボートを握って以来、軍政時代とそれに先立つ時代の歴史的記憶をめぐるバックラッシュがめだつようになった。軍関係者たちは「人権侵害は軍が組織立って行ったものではなく、一部の人間の『行き過ぎ』である、と主張してきたが、マニーニ・リオスは「クーデターが起きたのはゲリラと政治家のせい」と主張して軍を擁護している。それは『二つの悪魔』説とも異なる、近過去(pasado reciente)に関する新たな修正バージョンであり、軍政期人権侵害の歴史を歪めるもので、世界各地に蔓延する歴史修正主義のウルグアイ版とでもいうべきものだ。本稿では、主に2022年以降に生じた軍政期の人権侵害犯罪の訴追と歴史教育に関わるバックラッシュについて概観する。2023年はクーデターから50周年であるが、

記念日・記念碑に関わる記憶闘争については別稿で論じたい。

### 1. 司法への挑戦①CAの検事処罰法案

CAは軍人の利益代表だ。年金改革で軍人が不利になるとみてとるや、拒否権プレーヤーとして譲歩を勝ち取った<sup>1</sup>。軍人の昇給も要求し続けている<sup>2</sup>。しかし最も力を注いでいるのは、軍政時代に人権侵害を犯した廉で訴追・収監されている軍人・元軍人をかばい、訴追を妨げることだ。マニーニ・リオスは人権侵害犯の軍人に対する裁判を「でたらめ」として批判しつづけてきた。そしてついに、2022年4月に、「司法官処罰法案」を提出するに至った。

法案では、故意に無罪の人間あるいは刑事罰に当たらない人間を訴追しようとした検事は18か月から6年の懲役、3年の資格停止、60から1万2千ペソの罰金。事前の調査で弁護人や被害者に対して証拠を隠した検事も同様の処罰を受ける。裁判官については、不正な判決を下したものは10か月から6年の懲役、40から1万2千ペソの罰金、10か月から6年間、資格を停止するとしている。証拠の捏造や証言の改ざんの例として一般犯罪の事例をあげ、不当な起訴の事例として警察に追跡された青年が死亡事故を起こしたために警官が訴追された例を挙げている<sup>3</sup>。しかし狙いは軍人への訴追を牽制することであろう。そうでなくても、あまりにも馬鹿馬鹿しい提案である。たしかに東京地検特捜部がしばしば陥るような「初めに有罪ありき」で検察のストーリーに当てはめて供述を誘導したり、圧力をかけたりする法曹は皆無ではないだろう。司法は最大限の努力を払って冤罪を避けるべきなのはもちろんだが、人権侵害裁判では自分の保身のために偽証して仲間を陥れるような軍人もいる<sup>4</sup>。不幸にして無実であるのに有罪判決を受けた場合は再審制度を用いて無罪を勝ち取り、自由が失われていた日々については国家賠償制度によって償うしかない(金銭によって償いするようなものではないことは明らかだが)。司法に対する処罰案は司法を委縮させ、確実に有罪になるものだけを起訴するように仕向けるだけである。そうなってしまうと、多くの犯罪が起訴を免れることになりはしまいか。当然、司法界は猛反発し、裁判官協会は「日常業務を犯罪化するものだ」「裁判官は公務員として行政が対象となる刑法犯罪を適用されうる」「司法判断に影響を与えようとする新たな試みや三権分立を根本から掘り崩そうとするこの法案の審議を注意深く見守る」と牽制。検事協会も「司法全体を攻撃している」と非難した<sup>5</sup>。最高裁判事のファン・ゴメス(Juan Gomez)も、CAの検事処罰案をひどく見苦しくばかげて非常識な運動、と批判し、まさか可決されることはないだろうが、と付け加えることも忘れなかった<sup>6</sup>。ラテンアメリカ検察連盟も会長のツイッターを通じて、この法案

は「関係各部門に圧力をかけることによって公共省を脅かし、その職務を具体的に弱体化させる」。しかも「広範で、曖昧かつ一般的な用語が含まれており、刑法の基本原則に反する」として、ウルグアイ検察協会に「司法の独立に対するあらゆる種類の威圧行為を人権擁護機関に対して告発する」よう呼びかけた<sup>7</sup>。

### 2. 司法への挑戦②65歳以上の囚人の自宅監禁案

連立政権の一翼を担って以来マニーニ・リオスが最優先としている要求は、軍政時代の人権侵害の罪で刑務所に収監されている65歳以上の軍人・元軍人を自宅監禁にするというプランである。彼らはドミンゴ・アレーナという(オブセルバドール紙いわく)「独房に鍵もなく、消灯時間もない」という大変快適な刑務所に収監されているにもかかわらず、である<sup>8</sup>。とはいえコロナ禍はこの刑務所にも及び、2020年末には独裁期の人権侵害犯罪で収監されている65歳以上の囚人10名が、ラカジュ・ポウ大統領、上院人権委員会に手紙を送り、コロナ禍で危険なので収監に代わる措置を適用するよう求めた。手紙には国会の刑務所委員会のペティ(Juan Miguel Petti)委員による「国連や米州人権委員会もリスクのある囚人には自宅軟禁その他の収監にかわる方法で刑を執行すべきであるとしている」という書面も添えられていた<sup>9</sup>。コロナ禍をも奇貨として、CAは連立政権から65歳以上の自宅監禁案に対して支持を取りつけた<sup>10</sup>。しかし拡大戦線のカレラ(Chalres Carrera、ツバマロスの流れをくむ国民参加運動=MPP所属)議員は、現行刑事訴訟法には70歳以上を自宅軟禁にする可能性がある、アルゼンチンやチリであった同様の動きは米州人権委員会によって拒絶されている、と指摘して、「人権を踏みにじった人や拷問犯人にそうした恩恵を与えるのはよくない」と批判した。拡大戦線執行部も、CAの法案は「免責を再び打ちたて、『二つの悪魔』説に基づいて歴史を書き換えるものだ」と非難した<sup>11</sup>。人権侵害の被害者である元政治囚の会(Crysol)も「CAは国家テロリズムを擁護するのに熱心だ」と法案に反対だ<sup>12</sup>。国連も「真実、正義、補償の促進と再発防止を補償する」特別報告者のファビアン・サルビオリ(Fabián Salvioli)の署名入り書簡で「新型コロナとの戦いでとられる予防措置は免責を助長してはならず、重大な人権侵害や深刻な国際人道法違反、憎悪犯罪や人道に対する罪の責任者に対しては、自宅監禁のような代替措置は末期疾患の場合などやむを得ない場合のみ適用すべきである。ドミンゴ・アレーナのような刑務所では全面的に自宅軟禁にすることを正当化する公衆衛生上の議論はない。この種の犯罪の責任者に一般的かつ無期限に与えられるこの種の利益は『国際法が禁じている全般的な恩赦に類似した特権になるだろう』」「米州人権裁判所の判例は、国家は課される刑罰とその執行が不処罰の要因にならない

ことを保証しなければならないことを確立している」  
とCAの自宅軟禁案に「深い憂慮」を示した<sup>13</sup>。

定数30の上院でCAは3議席しかないので、この法案を通過させるにはあと最低13票が必要で、国民党の10票、コロラド党の4票に頼るしかない。批判にもかかわらず、CAは連立政権に態度を決めるよう求めた。しかし国民党にもコロラド党にも党内で一致した方針はなかった。コロラド党のラウル・バツジェ(Raul Batlle)は失効法解釈法を無効にして免責を復活させるのに賛成だが、65歳なら引退していない人も多から「若すぎる」という<sup>14</sup>。国民党内でも激しい議論が戦わされ、一部の議員はCAの案を支持したが、まず政府の意見を聞こう、という議員もいた。ラカジェ・ポウ大統領はテレビのインタビューで法案を修正するために介入する、我々は交渉中だ、と述べた。対象年齢は70歳に引き上げ、マイナーチェンジが好都合だ、とも述べた<sup>15</sup>。

国連の指摘を待つまでもなく、この法案が人道犯罪に免責なし、時効もなし、という国際法のスタンダードに抵触することは明白である。外務省は65歳以下の人権侵害犯を自宅軟禁にするという計画を実行したら、国家テロの咎で収監されている元軍人や警察官を利することになるだろうと警告し、ウルグアイの国際法上の義務と両立しない、とも指摘した<sup>16</sup>。拡大戦線はこの報告を踏まえて連立与党との話し合いを拒否した。拡大戦線内の中道派「真正アルティガス派(Vertiente Artiguista)」に属するルビオ(Enrique Rubio)上院議員は「もしも連立がCAの計画を支持したら、この国は国際的な威信を失い、ウルグアイが合意している国際条約を踏みにじることになるだろう。とくに米州人権裁判所とは深刻な問題をもたらす」と憂慮したが、全くその通りである。拡大戦線内左派のMPPのチャレス・カレラも外務省と意見を同じくする<sup>17</sup>。

国連の批判や外務省の憂慮を受け、また国民党の修正案の一部にCAが難色を示したこと、自宅軟禁案はいったん立ち消えになったと思われた(少なくとも国民党は国会の議題として考えていなかった)<sup>18</sup>。しかしマニーニ・リオスはあきらめなかった。CAはこの問題を最優先課題とし、連立政権に最優先で取り組むことを認めさせた<sup>19</sup>。この問題について連立与党各党の間で調整役を務めてきた国民党のアシアイン(Carmen Asiaín)議員が中心となって練り上げた新法案では、自宅軟禁の対象年齢は70歳以上に引き上げられた。また、妊娠中の女性や授乳中の女性、子供の面倒を見なければならない女性も対象に含まれる。ただし合意によれば、自宅監禁は性犯罪者、家庭内暴力、ジェンダー犯罪、人道に反する罪、麻薬関連犯罪、再犯者には適用されない。人道に反する罪を除外していても国民党の案はドミンゴ・アレーナにいる弾圧者たちにとって望ましい。その罪で裁かれた者はいないか

らだ。アイシアン議員はインタビューで犯罪を行った70歳以上の人物は自動的に自宅監禁を願い出ることができると語った。新しい提案では70歳以上の受刑者を自宅軟禁にするかどうかは司法の判断にゆだねるのではなく、一律に決定される(つまり70歳以上は自動的に自宅軟禁となる)。「おそらく刑の一部を執行済みであることを規定するよう見直さねばならないでしょう」「議論は開かれています」とも述べた。また彼女は、MPPのカレラ議員の「名前を挙げて誰が恩恵を受けられが損害を受けるか考えてはつきりさせよう」という問いに答えるのを「立法者はそのようにみるべきではない」と避け、法案が特定の誰かを念頭に置いたものではないことをアピールした<sup>20</sup>。与党内や刑法学者から、この法案では殺人を犯した70歳以上の人間は実質的に刑を免れる可能性があるとして批判されると、アイシアン議員は「特に重大な殺人は適用が除外されねばならない。今は入っていないが、必ずそうしなければならない」と述べた<sup>21</sup>。国民党が提案した自宅軟禁案を検討したオブゼルバドール紙の記事は、「反復」犯ないし常習犯の問題をどう扱うのか、と疑問を投げかける。ドミンゴ・アレーナの囚人でたった一件の犯罪で収監されているのは殺人と拷問の罪で裁かれた1名だけである。しかもその共犯者はすでに自宅軟禁になっている。また犯罪の反復もしくは常習犯をどのように考えるのか。共和国大学法学部の刑法と犯罪研究所に属するアジュール(Germán Aller)は、刑法では複数の犯罪(最高3つまで)を犯した場合は、実質的に犯罪を反復して行った、とされ、過去に2つの犯罪で有罪判決を受けたものが最初の犯行から10年以内に新たに犯罪を行った場合は、常習犯となる、という<sup>22</sup>。

上院憲法委員会では国会の刑務所委員のペティとCAのドメニチ議員の間で激しい議論があった。ペティはこの法案を「誰か特定の人を最悪しているのだと市民が信じて、不信任を持つ」と批判し、病気の場合など、自宅軟禁その他の適切な処置の可能性はすでにある、とも指摘した。これに対しドメニチは「独裁時代に私が賛成できない人権蹂躞があったことは認識しているが、ゲリラは恩赦されていることを忘れてはならない」「ニセの歴史が描かれ、そこでは同じ行為に異なった基準が用いられ、特定のイデオロギー部門は罪を許され、もう一方は屈辱を受けている」と反論する。さらには「ペティ博士は私たちは人間の裁きの前にある。人間の裁きは往々にして間違うとおっしゃった。その認識を私も共有しよう。そう、人間は間違う。宗教的信念を持つ私たちにとって唯一間違えない裁きは神のものだ。裁かれた軍事政権関係者は人間の法廷に出頭した。ウルグアイの司法は一切信頼できない」と司法批判を繰り返した<sup>23</sup>。この認識は私には全く共有できない。

なぜ軍人たちを刑務所から出さなければならないの

か。それは(元)軍人・警察官で人権侵害犯罪の咎により収監されている人々とその家族は、自分たちは政治的な意図によって訴追され、迫害されていると考えているからだ。そうした囚人たちの家族がつくった会は、「政治犯の家族会」を名乗っている。そのメンバーであるフローレスはすべてのケースはすでに時効が来ている一般犯罪として扱うべきだという考えをもっており<sup>24</sup>、下院の人権委員会で、人道に対する罪ではなく一般犯罪として裁けばもう時効だ、と述べた。彼は囚人たちが受けている医療の水準を疑問視し、CAの65歳以上は自宅監禁という案を実現させるべきだという<sup>25</sup>。軍人や警察官が行った強制失踪や拷問、殺害を一般犯罪と同等に考えると、主権国家は対外防衛と国内治安のために物理的強制力を独占し、だからこそ公権力の発動には適正手続きを踏まねばならないという法治国家の基本原則を理解していない発言である。警察官や国内治安対策に投入された軍人が「被疑者」と目された人々に暴力をふるったならば、それは一般犯罪ではありえない<sup>26</sup>。

### 3. 国立人権機構・オンブズマンの理事改選をめぐる攻防

国立人権機構・オンブズマン(La Institución Nacional de Derechos Humanos y Defensoría del Pueblo、以下INDDHHと略す)は2008年の法令第18446号によって立法府の下におかれた独立の国立機関である。その任務は「共和国憲法および国際法によって認められた人権の擁護、推進、保護」であり、人権擁護のために、勧告・提案を行ったり、主に公務員の研修を行ったり、ウルグアイが批准している人権関連の国際条約に定める報告書の作成に協力したり、人権オンブズマンの役割を果たしたり、といった人権問題一般に関する任務を負っている。2018年の法令第19641号で、国家テロリズムに関する「記憶の場所」の創設が任務に加わった。また、2019年の法令第19822号によって、1968年6月13日から1973年6月26日まで、および1973年6月27日から1985年2月28日(注:軍事政権の期間)の間に発生した国家の不法行為の枠内にあてはまる拘留者および失踪者に関する失踪状況と遺体の所在を捜索することが任務に加わった。機構は両院総会で理事が任命された2012年から活動を開始した<sup>27</sup>。2022年6月末、国立人権機構の次の理事会構成員にだれを選ぶかに関する議論が始まった。法令第18446号は理事5人を両院の2/3の特別多数決で選出しなければならないと定めた。もしも特別多数に達しないときは、両院で単純多数決によって選出する<sup>28</sup>。法令の第45条によれば、理事は高い権威とモラルをもち、人権分野に通じていて、選出に先立つ時期に選挙でえられる公職や政治的信頼に基づく職についていない人でなければならない。また第46条によれば、人権機構の

独立性や公平性、尊厳、優越性に影響を与えるような活動をしている場合は欠格事由となる。政党・労組委員会・協会、文民の組織や労組、基金の関係者も理事になれない。要するに、人権分野のエキスパートであり、かつ、政治的に中立であることが理事の要件である。両院から選ばれた理事選出委員会には、毎度何かとお騒がせのCAのドメニチ下院議員も加わっている<sup>29</sup>。

5人の理事枠に対し、政党や各種団体が推薦した候補者リストは27人に膨れ上がった。しかし野党拡大戦線は、「27人の候補のうち11人を連立政権が推薦しているが、INDDHH設立を決めた法令第18446号の第39条によれば、INDDHHに登録している団体しか推薦することができない」と批判した。また、連立政権が推す候補は「人権問題のエキスパートには程遠い」<sup>30</sup>。

拡大戦線の批判は、ゲリラ活動の犠牲者の遺児である二人に集中した。一人は1972年5月5日にOPR33に誘拐されたサンタ・ルシア・モラゲロ(Santa Lucia Molaguero)の息子セルヒオ(Sergio)で、コロラド党のオマル・エステベス(Omar Estévez)下院議員とウルグアイ人権研究センターが推薦。このウルグアイ人権研究センターは軍事政権期に人権侵害を行った軍人たちの「人権を擁護」している団体である。もう一人はディエゴ・ブルゲーニョ(Diego Burgueño)で、1968年10月8日にツバマロスが消防署・警察・電話局を占拠するとともに複数の金融機関から金を奪った「バンド攻略」の際に流れ弾に当たって亡くなったダニエル(Daniel)の遺児である。ディエゴは国家テロリズムの歴史を語るだけでは真実を半分しか語るに過ぎない、あとの半分にはもっと豊かな歴史がある<sup>31</sup>、として「すべての真実を」協会(Asociación Toda la Verdad)を作っている。拡大戦線は、とりわけブルゲーニョが、自分が選出されたら「INDDHHは過去と現在に対して『完全に衡平に』機能を果たすだろう」と述べた点を問題視している。彼らには資格がない、と拡大戦線のシルビア・ナネ(Silvia Nane)上院議員はいう。「彼らには必要な能力がないし、人権擁護には敵対的な立場をとっている<sup>32</sup>」。

INDDHHの理事選出や国家テロに関する歴史的記憶の問題については、ウルグアイを訪問した国連強制失踪作業グループも、現在起きている誘拐への非難とともに「人権機関の人事が政治化していること、CAの高齢囚人自宅軟禁案、国家テロにかんする責任を薄めるかのように語りを変化していること、米州人権裁判所に命じられた償いをしていないこと、マリア・クラウディア・ヘルマン事件の判決を履行していないこと」などに懸念を表明した<sup>33</sup>。国家テロの被害者団体らも、人権機関の理事改選をめぐって、「拘禁・失踪者の母と家族の会」を中心に、共同で正式に非難声明をだした。声明は「法律では理事候補を立てることができるのは

INDDHHに登録された社会团体だけなのに、選出委員会は議員からの申請も受け入れてしまっている。人権に関する知識と経験を資格要件とするのに、その要件をコントロールせず候補を議会に提出している。パリ原則も守っていない」と非難している。パリ原則とは、国内の人権擁護・促進機関に関する1993年12月10日国連総会決議「国内機構の地位に関する原則」のことで、そこでは国内機構の構成員について、(a)人権と人種差別と闘う努力を責務とするNGO、労働組合、例えば弁護士会、医師会、ジャーナリスト協会、学術会議のような関係社会組織や専門家組織、(b)哲学又は宗教思想の潮流、(c)大学及び資格を有する専門家、(d)議会、(e)政府の省庁(これが含まれる場合、その代表は助言者の資格においてのみ審議に参加すべきである)と定めている<sup>34</sup>。

政府内部からも二人に対し疑問の声が上がった。副大統領のベアトリス・アルヒモン(Beatriz Argimón)は、ブルゲーニョらゲリラ活動犠牲者遺族の理事選出の可能性を問われて、「重要なのは、法的な経験があるか、もしくは人権分野で広範な活動を行った経験があるか、ということです」と述べ、暗にブルゲーニョは資格を欠くと指摘した。ブルゲーニョは、副大統領やナネ議員は敬意を欠いていると非難するとともに候補を降る決意をした<sup>35</sup>。

曲折の末選ばれた理事は、マルコス・イスラエル(Marcos Israel)、ヒメナ・フェルナンデス(Jimena Fernández)、カルメン・ロドリゲス(Carmen Rodríguez)、ベルナルド・レニャーニ(Bernardo Legnani)とウィルダール・テイラー(Wilder Tyler)である<sup>36</sup>。イスラエルは2000年の人種差別反対全国調整者会議の共同設立者で、教育文化省の人種差別・外国人排斥、その他あらゆる形態の差別に反対する国家名誉委員会の委員(2007～12年)、ウルグアイ・イスラエル中央委員会委員長(2009～11、2020～22年)を務めている。レニャーニはCAのドメニチが推した人物で、共和国大学の行政学准教授で家族法を専門とし、16歳未満の少年に対する公選弁護に関するセミナー等の経験がある。ただし彼については過去にINDDHHの理事を批判する失言をした、として拡大戦線は疑問視していた。テイラーは再任で、アムネスティ・インターナショナルの法律顧問や、ヒューマン・ライツ・ウォッチの法務ディレクター(1997～2007年)、国連拷問防止小委員会の委員・副委員長(2007～14年)、国際法法律家委員会の事務局長(2017年3月まで)を歴任した。もっとも理事にふさわしい経験を積んでいる人物といえる。他の2人についてはINDDHHのウェブサイトには記載がない<sup>37</sup>。

ブルゲーニョはINDDHH代表になったイスラエルの発言を批判して、国際法に対する理解不足を隠さずも露呈してしまったようだ。イスラエルが「人権侵害

は国家の一部である」と9月9日付ラ・ディアリアのインタビューで語った<sup>38</sup>ことに対して、「すべての真実を」協会は「国家だけが人権を侵害する能力をもつと宣言したことの無知さ加減を遺憾に思う」と事務局長ディエゴ・ブルゲーニョの署名入り書簡で指摘し、新代表は2002年のローマ規程を国内法化した法令17510号を知らない、そこには国家と文民の集団によって行われた人道犯罪が等値されている、と主張した。書簡はマルコス・イスラエルの基準に従えばFARC(コロンビア革命軍)、ISIS、AL=Qaeda、ETA(バスク祖国と自由)も人権を脅かしていないことになる、と皮肉った上で、ETAは人口比率でいえばツパマロスよりは少ない人数しか殺していない、とまで言うのだ<sup>39</sup>。

国際刑事裁判所規程(ローマ規程)は裁判所の管轄する犯罪の1つに「人道に対する犯罪」をあげている。ローマ規程第7条第1項は「この規程上、『人道に対する犯罪』とは、文民たる住民に対する攻撃であって広範または組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う次のいずれかの行為をいう」。として、殺人、拷問を含む11の犯罪類型を挙げている。そして第2項で1の規定の適用上、「(a)「文民たる住民に対する攻撃」とは、そのような攻撃を行うとの国もしくは組織の政策に従い又は当該政策を推進するため、文民たる住民に対して1に掲げる行為を多重的に行う一連の行為をいう」と定めている。ブルゲーニョは「国若しくは組織」という文言に注目したのかもしれないが、犯罪の構成要件を検討すべきである。人道に対する犯罪に関する文脈的要件を検討した坂本一也は、攻撃の対象である「文民たる住民」について、文民たる住民の中に文民とされないものが存在している場合であっても、その攻撃が大多数の文民に向けられた者であれば、文民という性格は失われないと考えられる、としている。また、少なくとも軍事目標等への攻撃により随伴的に犠牲になった場合は主たる対象であったとはいえないと考えられる、としている。そして、住民という用語は、「多数の犠牲者が想起されるものであり、個人に対して行われた単独の(single)又は単発の(isolated)行為はその射程外におかれることを意味する」とされてきた、と指摘している<sup>40</sup>。また、ローマ規程では人道に対する犯罪が武力紛争と関連付けられていないので、平時においては「軍隊の構成員や警察官など組織的な権限を有する者は一見したところ文民に該当しないと考えられるが、こうした者であっても組織的な権限を行使していない状況であれば、人道に対する犯罪の犠牲者となりうるので、文民とみなされることになる」と指摘する。しかし「このことは、人道に対する犯罪が国家または政府による虐待から個人を保護する人権概念と密接にかかわることを示唆しているように思われる」と坂本は指摘している<sup>41</sup>。ツパマロスは「住民を広範かつ組織的にターゲットにしていた」

といえるだろうか。また坂本によれば、「広範」という要件は量的基準を示し、攻撃が地理的に大規模に行われているか、または地理的に小規模であっても大多数の犠牲者に対するものであることによって判断されると考えられる<sup>42</sup>。他方、「組織的な」という要件は質的基準を示すものであり、「体系的(organized)な性質をもった暴力行為(act of violence)が存在し、かつ、それらが偶発的に発生し得ないこと」によって判断されるものと考えられる<sup>43</sup>。ただし、広範または組織的でなければならないのは攻撃であって、実行者の個々の行為は攻撃の一部として行われればよく、多数の犠牲者に向けられたものではなくても、また単独の行為であっても、それが政策と関係のない単発のまたは無作為のものでなければ人道に対する犯罪に該当しうる、としている<sup>44</sup>。このように考えていくと、ブルゲーニョの父親が亡くなったのは銃撃戦の「巻き添え」ではあっても「人道に対する犯罪」ではなく、CAのドメニチ議員が良く引き合いに出す「パスカシオ・バエス(Pascasio Báez、ツパマロスの隠れ家を偶然発見してしまった農夫)の殺害」も、農夫の殺害を広範かつ組織的に行ったわけではないから、すべての殺人は人道に反する(だから殺人罪がある)とはいえ、「人道に対する犯罪」には当たらない(だからと言って容認できるわけでは全くないが)。したがって、ウィルゲー・テイラーが「イスラエルの言ったことは正しい。批判には根拠がない。なぜ国家なのか。なぜなら人権法は国内法でも国際法でも、一連の義務を課すもので、それは国家によって実行されなければならないのだ。それは付随的な任務として、個人の保護を要求する。個人への攻撃が存在するとき、もちろんそれは人権が危うくなっている時だ。個別の拷問はあるかもしれないが、それは拷問禁止条約に定める拷問ではない。条約に定める拷問は、公務員が行うことが要件になっている。そのことでそれは国際犯罪になる」「マルコスがエル・パイプ紙やテロリズムの犠牲者の団体(彼らが犠牲者であることはだれも否定しない)から攻撃されたとき、この問題が持ち上がった。マルコスが言ったことは正しい。私は100%彼を支持する」と主張したことを、筆者も100%支持する<sup>45</sup>。

#### 4. ゲリラ犠牲者補償法案

CAが初めてゲリラ活動の犠牲者への補償案を提案したわけではない。類似の提案はホルヘ・バジジェ大統領時代にも第一次バスケス政権時代にもあったという<sup>46</sup>。CAもゲリラ犠牲者への補償を提案し続けてきたが、2021年7月にハビエル・ガルシア(Jabiel Garcia)国防大臣(国民党)が、ゲリラの犠牲者とその家族に経済的補償すべきだといったことから、CAが再び勢いづいた。

2021年8月CAは独裁の「イデオロギー的性格を持っ

た武装集団や群れ」が犯した行為の犠牲者に補償する案を議題に載せるよう提案した。これで3度目である。この法案は類似の法案、特にスペインでETAの被害者のために認められた補償法を参考にしているという。また、ICC規程や民政移管後の恩赦法、独裁によってパージされ交代させられた公務員への補償法などを参考にしているという。対象期間は1962年1月1日から1976年の12月31日だという。金銭的補償だけでなく、教科書に十分なボリュームで記載することや、犠牲者を想起させる記念碑を作ることも盛り込んでいる。「全ての真実を」協会はこの提案に真っ先に賛成した<sup>47</sup>。

ETA被害者の賠償法との比較等、法案の法的な検討は別稿に譲りたいが、この法案もまた近過去に関する議論を巻き起こした。拡大戦線のケチチアン(Lilian Kechichian)議員は、多くがすでに償いを受けていると指摘する。勤務中に倒れた警官や兵士はすでにほとんど顕彰されている、パスカシオ・バエスもマルドナドで顕彰されている、というのだ。MPPのカレラ議員も、罪なき人の死は考慮しなければならないという。償われなかったのはどのようなケースだったのか分析する必要がある、と。穏健派のウルグアイ議会(Asamblea Uruguay)に属するマイア(José Carlos Mahía)議員は、この時期に活動したある種の極右青年団も(ゲリラ活動の)犠牲者とみなされるのではないかと懸念を表明するとともに、対象期間の選定にも疑問を呈した<sup>48</sup>。法案は2022年末に上院で可決された。拡大戦線は「拙速だ」と批判し、年金改革にCAが賛成する代わりに連立与党の譲歩を引き出したのでは、と推測している<sup>49</sup>。

2023年3月には人権機関の代表イスラエルが上院憲法・法典委員会で「提案されている規定は、憲法の下で保護されているすべての住民の賠償の権利をすべての領域で確認するものである」と、ゲリラ犠牲者が補償を受ける権利を確認した。これは理事会全会一致の決定である、とも述べた。MPPのアミーゴ議員に「現在検討中のCAの草案では、誰が補償の対象になるか正確に指摘されているか、人権局は検討したのか」と問われると、レニャーニ理事は「イスラエルは補償の権利について判断し評価することだけにとどめている」と繰り返し、補償を受ける権利は人間に固有の権利であると考えていると強調した。テイラー理事長もラ・ディアリア紙のインタビューで、「すべての政治暴力の犠牲者に国家が補償すべきか? 私の答えは基本的にイエスだ。そこには最近承認されたこのプロジェクトによって含まれた人も含まれる」と肯定的だ。しかし一方で「この犠牲者たちに補償をするということは、いかなる方法でもこの国のある章を閉じるということではない。なぜなら、いまだに政治暴力の犠牲者がいるからだ、特に国家テロに関して、全面的に補償が行われていない」と付け加えることも忘れなかった。元

囚人の会(Crysol)と拘禁・失踪者の母と家族の会はCAの企てを非難している<sup>50</sup>。

連立政権の下院議員がゲリラ活動犠牲者の賠償を承認したため、下院憲法委員会で「1962年から1976年の間に政治的武装集団の構成員が政治的あるいはイデオロギー的な動機で行った違法行為に対する賠償法」の法案が承認された。CAが年金改革を支持するにあたっての条件の一つとして提示したため、取引材料になったのだ<sup>51</sup>。

ゲリラ補償法には補償の対象者の選定と対象期間に係る問題がある。例えばINAU総裁のパブロ・アブダラ(Pablo Abdala)は、ゲリラ犠牲者への補償を承認した下院委員会に、補償対象者のリストから父の名を外すように求めた。彼の父はパラグアイ大蔵省から出てきたときに、ユーゴスラビアの外交官と間違われて、クロアチア分離主義者のジョソ・ダミアノビッチに殺された。にもかかわらず、彼の名は第一次バスケス政権のときに反乱犠牲者であるとして議会に送られたリストに載っている。「あれは悲劇以上のもので、今日まで尾を引いている、人生最悪の出来事だ。でも別の文脈で理解しないと。父は反乱の犠牲者ではない」とアブダラはオブセルバドール紙に語った。さらに「私の二番目の議論は賠償を国家に要求することと私は何のかかわりもないということだ」。補償案を起草した委員会のメンバーであるコロラド党のオペ・パステ下院議員によれば、名前を取り除くことは可能だというのが、いくらかもともとバスケスが補償法案のために任命した人物を選んだ名前であるとはいえ、当時すでに、サムエル・ブリクセンがブレチャ誌でアブダラをウルグアイの反乱の犠牲者とは考えられない、と指摘しているのに、なぜそのまま載せたのか解せない。MPPのマリアノ・トゥッチ下院議員は、1976年が補償期間の終期になっていることについて、カルロス・アブダラが殺された年だからだ(彼は6月8日に殺された)、なぜその時期を選んだのかについて連立政権は具体的な説明をしていない、と批判する。また、共産党員を捕まえようとしたときに銃弾を浴びた、として補償の対象となっている兵士は、実は銃の事故によって致命傷を受けたのだ、と拘禁・失踪者の母と家族の会は主張している<sup>52</sup>。

軍の第14基地で6月6日に軍政時代の人権侵害被害者の遺体が発掘されたため<sup>53</sup>、下院でのゲリラ犠牲者賠償法の投票はいったん延期された<sup>54</sup>。しかし2023年7月5日、法案は連立与党の議員によって下院で可決された。法案は「1962年1月1日から1976年12月31日の間に政治的またはイデオロギー的な目的で組織された武装集団の行為の結果として、ないしはその行為に遭遇することによって生命を失ったか、全体若しくは部分的に永久に障害を負った、ないし72時間以上自由を剥奪された」人を対象に、「死亡5万ドル、障害者10

万ドル、被自由剥奪者に10万ドル」を給付する。この権利は「対象者が死亡している場合には子供と配偶者ないし10年以上の内縁関係にある人に相続され、均等に配分される」「それらがなければ、実親または養親、実の兄弟又は法律上の兄弟が均等に配分する」と定めている<sup>55</sup>。

### おわりに

ウルグアイの歴史修正主義者たちは、被害者たちがスローガンに掲げて来た言葉を「盗用」して活動しているのが特徴だ。「真実」「正義」を求める、さらには「政治囚」という言葉までわがものとしている。本稿では主に法律・行政にかかわりのある分野でのバックラッシュについて検討してきた。このうち最も憂慮すべきなのは65歳以上の人権侵害犯を事実上釈放しようとする法案である。国連や米州人権委員会が非難すればするほど、CAと彼らと歴史観を同じくする人々は「外国からの押し付けの歴史観」だと反発するだろう。彼らは国際人道法・人権法を理解できないか、理解しようとしないのであるから。また、人権機関の理事職をめぐるバックラッシュも長期的な影響が憂慮される。人権侵害を行って有罪となった軍人を政治囚と呼んで恥じない人びとを擁護する団体が登録されてしまったのだから。

ただし状況はまだ流動的だ。CAは住宅大臣を務めていたマニーニ・リオスの妻が支持者に利益供与を図って住宅を優先的に分配したため辞職に追い込まれたことなどから、連立に亀裂が入っている。戦いの次の山場は2024年の国政選挙だが、連立与党への支持も下落中で、拡大戦線に逆転されている。CA支持率も2%に落ち込んでいる<sup>56</sup>。拡大戦線が勝利すれば、または国民党が第1党になったとしても、CAがキャスティング・ボートを握れるとは限らないのである。来年の選挙はその意味でも目が離せない。

- 1 たとえば*El observador*, 13/04/2023, El cambio a la reforma jubilatoria que pidió Cabildo Abierto y favorece a militares. そもそもマニーニ・リオスは現役の総司令官だった時に軍人の年金改革に反対して政治的発言をとがめられて処分されたことで一躍有名になった人物である。
- 2 *El observador*, 14/07/2023, Rendición de Cuentas: Cabildo volverá a pedir incrementos salariales para las Fuerzas Armadas
- 3 *El observador*, 06/04/2022, Cabildo quiere penar “mala praxis” de jueces y fiscales y prohibir el uso del “todes” en el estado
- 4 ゴメンソーロ(Gomensoro)事件におけるガバツソ(José Nino Gavazzo)の偽証。Leonardo Haberkorn, *Gavazzo sin piedad*, Sudamericana, 2019(Tercera edición)
- 5 *El observador*, 07/04/2022, Jueces y fiscales cuestionan proyecto de Cabildo que amenaza “criminalizar” su trabajo

- 6 *El observador*, 11/04/2022, Juan Gómez cree que el proyecto de ley de Cabildo Abierto que penaliza errores de fiscales “es impresentable”
- 7 *El observador*, 21/04/2022, Federación Latinoamericana de Fiscales cuestionó proyecto de Cabildo sobre sancionar a actores judiciales
- 8 *El observador*, 01/02/2021, Presos por crímenes de la dictadura reclaman dejar la cárcel por covid-19
- 9 *Ibid.*,
- 10 しかしCAのサリナス(Salinas)公衆衛生大臣は、コロナは風土病の段階に入った。共存を考えるべき、と言っている。  
*El observador*, 25/10/2021, Coalición define apoyos de Cabildo para dar prisión domiciliaria a mayores de 65 años
- 11 *El observador*, 12/11/2021, Proyecto de Parlamento Cabildo sobre presos de Domingo Arena busca “reinstaurar la impunidad”, dice FA
- 12 *El observador*, 17/11/2021, Expresas políticos cuestionan la “ferviente defensa de terroristas estatales” de Cabildo
- 13 *El observador*, 17/11/2021, La ONU expresó “profunda preocupación” ante proyecto de prisión domiciliaria de Cabildo Abierto
- 14 *El observador*, 02/12/2021, Prisión domiciliaria : Cabildo pide acelerar una definición que se está “dilatando eternamente”
- 15 *El observador*, 21/04/2022, Blancos esperan por postura del gobierno prisión domiciliaria para presos de Domingo Arena
- 16 *El observador*, 06/05/2022, Cabildo descarta “inconvenientes” con su proyecto porque militares están presos por “delitos comunes” y no de lesa humanidad
- 17 *Ibid.*,
- 18 *El observador*, 28/09/2022, Prisión domiciliaria de mayores de 65: Cabildo Abierto pide definición pero sabe que perdió la apuesta
- 19 *El observador*, 30/03/2023, Coalición acuerdo priorizar en comisión el proyecto de prisión domiciliaria para mayores de 65
- 20 *El observador*, 20/04/2023, Blancos y Cabildo se alinean por prisión domiciliaria y Bianchi recriminó discurso del FA sobre presos en Domingo Arena
- 21 *El observador*, 29/04/2023, Prisión domiciliaria:¿cuántos militares están presos y cómo impactará el nuevo proyecto?
- 22 *Ibid.*,
- 23 *El observador*, 14/06/2023, Domenechi cruzó aPetit por prisión domiciliaria y cuestiono una “pseudohistoria “en que “se juzga con distinta vara”
- 24 *El observador*, 16/04/2022, El oficialismo trae el pasado a la agenda y le disputa el relato al Frente Amplio
- 25 *El observador* 05/11/2021, Familiares de represores irán a tribunales internacionales y cuestionan “parálisis” de Lacalle
- 26 当然、日本の刑法でも暴行罪や殺人罪とは別に、刑法195条(特別公務員暴行陵虐罪)、196条(特別公務員職権乱用死傷罪、特別公務員暴行陵虐死傷罪)がおかれている。
- 27 <https://www.gub.uy/institucion-nacional-derechos-humanos-uruguay/institucional/creacion-evolucion-historica>, 2023年7月26日最終閲覧
- 28 *El observador*, 28./06/2022, Parlamento abrió convocatoria para integrar directorio de la institución de DDHH
- 29 *Ibid.*,
- 30 *El observador*, 26/07/2022, Dos víctimas del accionar guerrillero aspiran a integrar la institución de Derechos Humanos
- 31 *El observador*, 25/07/2022, Víctimas de la sedición aspiran a integrar Institución de Derechos Humanos y plantean sus prioridades
- 32 *El observador*, 26/07/2022, En el FA se oponen a que víctimas de la guerrilla integren la Institución Derechos Humanos
- 33 *El observador*, 15/07/2022, ONU advierte “desapariciones actuales de niños y adolescentes en Uruguay
- 34 法務省ウェブサイト 国内機構の地位に関する原則(パブリックコメント) [https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi\\_010525\\_refer05.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_010525_refer05.html) 2023年7月27日最終閲覧
- 35 *El observador*, 27/07/2022, Diego Burgueño se bajó de la carrera por INDDHH ante “menosprecio”de Argimón
- 36 *El observador*, 11/08/2022, Asamblea Genenal designó a las nuevas autoridades de Institución de Derechos Humanos: ¿quiénes son?
- 37 La Institución Nacional de Derechos Humanos y Defensoría del Pueblo>Estructura de Organismo, <https://www.gub.uy/institucion-nacional-derechos-humanos-uruguay/institucional/estructura-del-organismo> 2023年7月27日最終閲覧。 *El observador*, 26/07/2022, *op. cit.*,
- 38 *La Diaria*, 06/09/2022, Marcos Israel: “Mientras no aparezcan los desaparecidos no hay posibilidad de dar vuelta la página”
- 39 *El observador*, 10/09/2022, Asociación Toda la Verdad repudió del presidente de Inddhh sobre crímenes en dictadura
- 40 坂本一也「ICCの事項的管轄権の対象 2 人道に対する犯罪」村瀬信也・洪恵子共編『国際刑事裁判所第2版 東信堂 2014年、118頁。
- 41 同上、120頁。
- 42 同上、121頁。
- 43 同上、122頁。
- 44 同上、122-123頁。
- 45 *La Diaria*, 19/09/2022, Wilder Tayler pide al presidente “un llamado” para obtener información sobre los desaparecidos。ただしイスラエルが前述のインタビューで、イスラエル国家はもっぱら防衛的で民主主義国である一方、イスラームは全体主義的で同性愛者や女性を抑圧している、と述べていることには大いに疑問をもつ。
- 46 *El observador*, 15/12/2022, El “gesto” que Cabildo Abierto en el Parlamento y abrió nuevo debate sobre el pasado reciente
- 47 *El observador*, 11/08/2021, Diputado de Cabildo Abierto propone reparación económica para las víctimas de la guerrilla
- 48 *El observador*, 15/12/2022, *op.,cit.*
- 49 *El observador*, 28/12/2022, Senado aprobó de ley que reparará a víctimas de la guerrilla
- 50 *El observador*, 13/03/2023, Reparación de las víctimas de la guerrilla : Inddhh ratifica que “derecho a reparación



- es inherente a la persona”
- 51 *El observador*, 29/03/2023, Aprobaron en comisión el proyecto reparación a víctimas de la guerrilla, uno de los requisitos de Cabildo Abierto para apoyar la reforma jubilatoria
- 52 *El observador*, 03/04/2023, La historia del asesinato por error del padre de Pablo Abdala y su pedido para no lo consideren en reparación
- 53 *El observador*, 06/06/2023, Encontraron restos en el Batallón14 : “Hay un cráneo y otras partes óseas”
- afirmó la Institución de Derechos Humanos
- 54 *El observador*, 07/06/2023, Tras hallazgo de restos en batallón, Diputados posterga votación de reparación a víctimas de la guerrilla
- 55 *El observador*, 05/07/2023, Diputados oficialista aprobaron el proyecto de reparacion a víctimas de la guerrilla
- 56 *El observador*, 04/07/2023, Elecciones 2024 : Frente Amplio aventaja por 6% a la coalición en intención de voto